

平成 26 年度第 4 回八戸市子ども・子育て会議議事録

【日時】

平成 26 年 8 月 4 日（月）10 時 00 分から 11 時 53 分

【場所】

八戸市庁 本館 3 階 第 3 委員会室

【出席者】

(1) 出席委員（委員一覧順：15 名）

前澤委員、坂本委員、関川委員、伊藤委員、山西委員、椛沢委員、田頭委員、
田中委員、出貝委員、松井委員、阿部委員、小向委員、小笠原委員、瀧澤委員、
長澤委員

(2) 事務局（8 名）

石田福祉部長（兼）福祉事務所長、加賀福祉部次長（兼）こども家庭課長

【こども家庭課】

池田参事（家庭支援 G L 事務取扱）兼参事、工藤副参事（こども支援 G L）、
吉田主幹、山口主査、清川主査、上村主事

【会議次第】

1 開会

2 議事

(1) 下半期における審議スケジュール（案）について

(2) 条例案について

ア 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について

イ 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について

ウ 八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について

(3) 八戸市次世代育成支援行動計画後期計画について

(4) その他

3 閉会

議事録

(開会 10 : 00)

○司会

ただいまより、平成 26 年度第 4 回八戸市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は所用のため、荒谷様、中川原様から欠席の御連絡がありました。委員 17 名中、半数以上が出席でございますので、八戸市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項の規定により会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、坂本会長御挨拶の後、議事の進行をお願いします。

○会長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。前回は 7 月でございましたが、量の見込みについて県に報告するというところで、7 月に開催いたしました。今日、これから審議いたしますスケジュールの中で、毎月 1 回会議の予定が出てきております。是非、日程調整の上、御参加いただきたいと思います。本日の資料にもありますが、条例案が審議されることとなります。したがって、来年の 3 月に向けて、議会に出す条例案ということでございますので、よろしく願いをいたします。

今日もたくさんの審議事項がございますので、皆様の御意見を頂いて、円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長（議長）

それでは早速議事に入ります。

本日の 1 つ目の議事（1）下半期における審議スケジュール案について、事務局より説明願います。

○事務局

それでは、議事（1）下半期における審議スケジュール案について、御説明します。

資料 1 を御覧ください。

3 月に開催した子ども・子育て会議において、平成 26 年度の年間スケジュールを御説明しておりましたが、今日までの審議状況を見ると、審議スケジュールにかなりの変更を生じておりますので、ここで、現時点における下半期の審議スケジュール案についてお知らせいたします。

それでは、資料の内容を御説明いたします。

まず、表の見方についてですが、上の表には下半期のスケジュール案を、下半分には、個々の項目の概要を記載してございます。

下半期では、本日を含めまして今後 7 回の会議開催を予定しております。

本日、8 月 4 日では、条例案の最終版及び八戸市次世代育成支援行動計画後期計画について、御意見を頂く予定としております。

条例案につきましては、本日、御審議いただく3つの条例案の他に、八戸市保育の実施に関する条例を3月末で廃止するための条例案を9月議会に提案することとしております。

この廃止する条例につきましては、資料6を御覧ください。

現行の制度では、保育所に入所する際、児童が保育に欠けることが条件となっており、その事由を市町村の条例で定めることとされております。

新制度においては、保育に欠けるは保育の必要性に変更となり、その内容につきましては、子ども・子育て支援法施行規則で規定しております。そのため、本条例は、平成27年3月31日付けで廃止するための条例を9月議会に提案するものです。

八戸市次世代育成支援行動計画後期計画の実施状況については、後ほど担当から御説明いたします。

なお、後期計画では、平成26年度が計画の最終年度となっておりますので、今年度は、これに次ぐ計画を策定することになります。

この27年度を初年度とする次世代育成支援行動計画と、後ほど説明する子ども・子育て支援事業計画の2つの計画は、一体のものとして策定したいと考えております。

続きまして、9月開催分の会議は9月30日火曜日に開催することとしております。

主な審議内容としては、八戸市子ども・子育て支援事業計画に定める確保方策及び八戸市次世代育成支援行動計画後期計画平成25年度実施状況について、御意見を頂くこととしております。

この内、事業計画に定める確保方策につきましては、9月中に県に報告することとされておりますので、9月に開催する会議での御審議が最終となるものです。

3回目以降の会議につきましては、開催予定日に記載しておりますとおり、10月から翌3月までの間に5回の会議開催を予定しております。

主な審議内容といたしましては、利用者負担額、保育料の設定がございます。

これは、国が提示した利用者負担のイメージを上限として、当市の設定する利用者負担額案について御意見を頂きたいと考えております。

利用者負担額について、10月と11月の2回の審議を予定しておりますが、審議状況等によりましては、必要に応じて審議回数を増やすことも想定しております。

次は、八戸市子ども・子育て支援事業計画について、1月と3月の2回にわたって御審議いただくこととしております。

本事業計画は、3月中に県に報告することとされており、また、事業計画策定に当たっては、パブリックコメントを実施することとされております。

そのため、1月ではパブリックコメントを行う前の素案について、3月では最終案について御審議いただくこととしております。

最後に、下半期においては、27年度からの新制度本格実施に向け、事業者からの認可申請や確認申請が提出されることが想定されます。それらの申請があった場合について、子ども・子育て会議で審議を行い、御意見を頂きたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○会長（議長）

ただいま、説明をいただきました。何か御質問等ございますか。ないようですので、了

承したものと取り計らいます。

次に（２）条例案について、ア八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案について、事務局から説明願います。

○事務局

それでは、ア八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案について、御説明申し上げます。

最初に、当日配付資料８を御準備していただきたいと思えます。

平成 26 年 6 月 20 日から 7 月 9 日にかけて条例案に対する意見募集、パブリックコメントを行いましたところ多数の御意見などを頂きました。頂いた御意見などと市の回答をまとめた資料となっております。

これから 3 つの基準条例について御説明いたしますが、各条例の説明の前に関係する部分の意見と回答を説明した後に、条例の中身に入りたいと思えます。

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案についての御意見及び回答から説明させていただきます。

ナンバー 1、重要事項の説明は、基本的には施設側だと思うが、直接市へ出向いた利用希望者には市が対応するのか、第 5 条に関連する御意見でございます。

回答につきましては、重要事項に係る利用希望者への説明につきましては、施設における教育・保育等の内容について、利用希望者の同意を得ることを目的としており、施設側で行うことになります。そのため、利用希望者が直接市に出向いた場合であっても、市では、施設における教育・保育の詳細等を把握することは困難であることから、施設側で説明を行う必要があります。

なお、説明の時期については、認定こども園、幼稚園については、保護者との利用契約前、私立保育所については入園前の説明会などが想定されます。

次にナンバー 2 ですが、上乗せ徴収と実費徴収の違いがはっきりしない。実費徴収のように具体例を挙げてほしい。また、上乗せ徴収の場合は文書で同意を得ることを求めるとあるが、同意しない場合はどうなるのか、第 13 条に関連するものでございます。

回答につきましては、上乗せ徴収は、国が定める教育・保育費用に上乗せする費用であり、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の範囲内で徴収することとされております。

国の資料においては、上乗せ徴収の例として、職員配置の充実、高処遇を通じた職員の確保、設備更新の前倒し、平均的な水準を超えた施設整備などが挙げられておりますが、国の省令では具体例は示されていないこと、質の向上という広い範囲であること、具体例を挙げることで規定に拘束されることも想定されることから、当市では、国の基準どおりの文言といたしました。

また、上乗せ徴収については、あらかじめ徴収理由や額を保護者に示すこととなりますが、同意を得られなかった場合、当該施設は保護者の選択から除かれるものと考えられます。

次にナンバー 3 でございますが、法定代理受領しない場合とは、どのような場合か。公定価格から利用料を差し引いた分を法定代理受領とするのではないのか、第 13 条、第 14

条第2項に関連するものでございます。

回答につきましては、法定代理受領とは、市が、本来は特定教育・保育、私立保育所に係るものを除く、特定地域型保育を受けた子どもの保護者へ支払うべき給付費、公定価格から利用料を引いたもの、を保護者に代わって直接、施設へ支払うことができる仕組みであり、実務上はこの方法が主流となるものです。

法定代理受領を受けない場合とは、例えば保護者が市からの直接給付を希望した等の理由から、法定代理受領によることなく、市から保護者へ直接給付費を支払うことを当該特定教育・保育施設等が選択した場合が想定されます。

なお、法定代理受領を受けない施設では、保護者から、本来の給付費相当分を徴収し、施設は教育・保育を提供した証明書を保護者へ交付することとなります。市では、当該証明書とともに費用の請求があった場合は、保護者へ給付費を支払うこととなります。

次に2ページ目を御覧ください。

ナンバー4でございますが、保護者の虚偽、不正行為とは具体的にはどのようなことをいうのか。保育の認定について施設側に情報提供があるのか、第19条に関連するものでございます。

回答につきましては、本規定は、施設が知り得る情報の範囲内において、明らかに虚偽や不正行為により施設型給付費を受けた場合又は受けようとした場合に、市へ意見を添えて通知するものです。

具体的には、保育認定を受けている子どもの保護者が、施設で実施する児童の家庭状況の確認等において、明らかに保育の必要性がないと認められる場合などが想定されます。

また、前述のとおり、虚偽等の有無の判断については、施設側が知り得る情報の範囲内で行うこととなるため、市から施設側に対する情報提供は想定しておりません。

次にナンバー5について、あらかじめ文書により保護者の同意を得る場合とは、情報提供するその時点を指すのか、年度当初や入園説明時に全員から同意してもらった時点を指すのか、第27条に関連するものでございます。

回答につきましては、いずれの場合も想定されるものです。情報提供を行う前に同意を得ていれば差し支えないものです。

次にナンバー6、紹介することの対償として金品を受け渡してはいけないが、紹介や相談は支援の一環ではないのか、第29条に関連するものでございます。

回答につきましては、本規定は、施設・事業者が、他の教育・保育施設等へ子どもや家族を紹介することの対償として、施設・事業者間で紹介料などとして金品その他の財産上の利益の供与・収受を禁止するものです。紹介や相談を行うことを禁止するものではありません。

ナンバー7についてですが、国の基準どおりのため、特に反論はなし、とのことですので、回答は省略させていただきます。

次にナンバー8、小学校との連携について、卒園や利用終了後、とありますが卒園に当たって、でなければ円滑な接続や連携は不可能ではないでしょうか、第11条に関連するものでございます。

また、秘密保持等の、あらかじめ文書により保護者の同意を得なければならないことと関連し、現在実施されている教育委員会主導の幼保小連携に係る事業は難しくなりそうで

すが、いかがでしょう、第27条に関連するものでございます。個人が特定されない話し合いは可能でしょうけれども、認定こども園は小学校との連携が難しくなるのではないのでしょうか。

回答につきましては、条例案の概要資料、11 小学校等との連携には、卒園や利用終了後と記載していましたが、御指摘のとおり、小学校等との連携は、卒園前に行うべき事項であることから、条例に規定する際は、国基準と同様に、特定教育・保育の提供の終了に際しては、と記載することといたします。

また、同資料27 秘密保持等の規定については、国の基準において従うべき基準に位置づけられていることから、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得る必要があります。

次の3ページをお開きください。

ナンバー9についてですが、掲示について、運営規程の概要等の重要事項は項目だけでも膨大ですが、乳幼児への環境としてはいかがでしょう。概要等の重要事項閲覧が可能との掲示としたら駄目でしょうか、第23条に関連するものでございます。

回答につきましては、本規定は、利用希望者が施設を選択するに当たり、その判断材料となる施設の運営規程の概要等の重要事項を、施設の見やすい場所に掲示することが目的です。そのため、申出による閲覧ではなく、利用希望者等が各施設・事業所を訪れた際に、常に見ることができる状態となっている必要があるものです。

しかしながら、御意見のとおり、運営規程の概要等の重要事項は項目だけでも膨大であるため、掲示の方法としては、重要事項を箇条書きする方法や、冊子にして掲示する方法などが想定されます。

次にナンバー10 について、事故発生の防止及び発生時の対応について、この場合の事故が示す意味、程度や範疇についてのただし書き、重大な事故、賠償や刑事を伴う事故かは概要には含まれないのでしょうか、第32条に関連するものでございます。

回答につきましては、条例に規定する事故とは、子どもの保育中に発生し得る、あらゆる事故を想定しているものです。

事故の程度を問わず、児童の安全確保のため、指針の整備や研修等を行うことが必要であると考えております。

また、万が一事故が発生してしまった場合には、その事故への迅速な対応が求められるほか、再発防止のための検討を行うなどの体制整備のための規定となっております。

ただし、本規定中の市への連絡範囲については、運用上、連絡が必要な範囲等を定める必要があると考えており、基本的には現行の事故報告の取扱と同等程度で考えております。

次にナンバー11 について、全体として国の基準どおりの考え方で統一されているので、異論はない。しかし、定員の順守については八戸市独自の考え方を導入してもいいのではないかと考える。これまでも八戸市では、待機児童解消のために定員超過を行ってきた。恒常的に定員を超過する場合は別にしても、多少、15%超過くらいの定員超過入所は認めの方がよいのではないかと。理由①4月当初よりも年間の途中で入所希望者が多くなる。②最近は、第2子、第3子の出生児が多くなっていて、育児休業明けの入所が期待されている。③幼稚園の認定こども園への移行状況は不明だが、教育・保育施設が不足になり、施設を新設するより経費が少なくすむ、第22条に関連するものでございます。

回答といたしまして、新制度においては、各施設における認可定員の範囲内で、受入人数の上限となる利用定員を定めることが基本となりますが、条文のただし書で、年度中の保育需要の増大に対応する場合この限りではないと規定しております。

この場合において、認可定員を超過している施設の利用定員設定の取扱いについては、国で検討中であり、明示されてはおりませんが、現時点における当市の方針といたしましては、少なくとも年度当初は、虐待児童の受入など緊急性のある場合を除き、利用定員の最大値である認可定員を遵守していただきたいと考えておりますことから、今年度中に各施設に対し、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができるよう、認可定員の増加について働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上が御意見と回答となります。

それでは、条例案について説明いたします。資料2を御覧ください。

1ページの目次を御覧願います。

条例案については、これまで2回御審議いただいており、国の基準の内容の説明や、条例の策定方針、国基準どおり策定する方針や質疑に対する回答について御説明させていただいております。

4ページ以降が条例案となっておりますが、1ページ目から条例に規定する内容の見出しをまとめましたので、これを順に説明いたします。

第1章は条例の総則となっております。

まず、第1条は、条例の趣旨について規定してございます。

第2条は、条例で使用する用語の定義について規定してございます。

第3条は、一般原則について規定しており、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、①良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならないこと、②子どもの意思及び人格を尊重し、子どもの立場に立ち教育・保育を提供するよう努めること、③地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、学校、他の教育・保育施設等との密接な連携に努めること、④子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備・従業員に対する研修の実施等の措置を講ずるよう努めることを規定しております。

第2章からは、特定教育・保育施設の運営に関する基準、認定こども園、幼稚園、保育所の運営に関する基準について規定してございます。

第1節は、第4条に、利用定員について規定してございます。

第2節からは運営に関する基準でございまして、第5条は、特定教育・保育提供の開始に際しての内容及び手続の説明及び同意について規定してございます。

第6条は、応諾義務の関係で、利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等について規定してございます。

第7条は、市が行うあっせん、調整及び要請に対する協力について規定してございます。

第8条は、支給認定の有無等、受給資格等の確認について規定してございます。

第9条は、支給認定の申請に係る援助について規定してございます。

第10条は、子どもの心身の状況等の把握について規定してございます。

第11条は、小学校等との連携について規定してございます。

第 12 条は、教育・保育の提供の記録をすることについて規定してございます。

第 13 条は、利用者負担額等の受領について規定してございます。

第 14 条は、施設型給付費等の額に係る通知等について規定してございます。

第 15 条は、特定教育・保育の取扱方針について規定してございます。

第 16 条は、特定教育・保育に関する評価等について規定してございます。

第 17 条は、子どもや保護者への相談及び援助について規定してございます。

第 18 条は、体調の急変など、緊急時等の対応について規定してございます。

第 19 条は、支給認定保護者に関する市への通知について規定してございます。

第 20 条は、施設が定める運営規程について規定してございます。

第 21 条は、職員の勤務体制の確保等について規定してございます。

次に 2 ページ目をお開きください。

第 22 条は、定員の遵守及び定員を超える例外について規定してございます。

第 23 条は、施設が行う掲示について規定してございます。

第 24 条は、支給認定子どもを平等に取り扱う原則について規定してございます。

第 25 条は、虐待等の禁止について規定してございます。

第 26 条は、懲戒に係る権限の濫用禁止について規定してございます。

第 27 条は、職員や管理者の秘密保持等について規定してございます。

第 28 条は、施設が行う情報の提供等について規定してございます。

第 29 条は、利益供与等の禁止について規定してございます。

第 30 条は、苦情解決について規定してございます。

第 31 条は、地域との連携等について規定してございます。

第 32 条は、事故発生の防止及び発生時の対応について規定してございます。

第 33 条は、会計の区分をすることについて規定してございます。

第 34 条は、記録の整備や保存について規定してございます。

次に、第 3 節は、特例施設型給付費に関する基準についての規定でございますが、第 35 条は、特別利用保育の基準、第 36 条に特別利用教育の基準について規定してございます。

第 3 章からは、特定地域型保育事業者の運営に関する基準について規定してございます。

第 1 節は、第 37 条に、利用定員について規定してございます。

第 2 節からは運営に関する基準でございまして、第 38 条は、特定地域型保育提供の開始に際しての、内容及び手続の説明及び同意について規定してございます。

第 39 条は、応諾義務の関係で、正当な理由のない提供拒否の禁止等について規定してございます。

第 40 条は、市が行うあっせん、調整及び要請に対する協力について規定してございます。

第 41 条は、子どもの心身の状況等の把握について規定してございます。

第 42 条は、特定教育・保育施設等との連携や、連携協力する事項について規定してございます。

第 43 条は、利用者負担額等の受領について規定してございます。

第 44 条は、特定地域型保育の取扱方針について規定してございます。

第 45 条は、特定地域型保育に関する評価等について規定してございます。

次に 3 ページ目を御覧ください。

第46条は、事業者が定める運営規程について規定してございます。

第47条は、職員勤務体制の確保等について規定してございます。

第48条は、定員の遵守及び定員を超える例外について規定してございます。

第49条は、記録の整備や保存について規定してございます。

第50条は、特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用する条項等について規定してございます。

第3節は、特例地域型保育給付費に関する基準についての規定でございますが、第51条は、特別利用地域型保育の基準、第52条は、特定利用地域型保育の基準について規定してございます。

附則の規定におきましては、第1条は、この条例の施行期日について規定してございますが、法の施行日とし、子ども・子育て支援法の施行日、27年4月1日からの施行となるものです。

第2条は、特定保育所である、民間立保育所に関する特例について規定してございます。

第3条は、1号認定子どもに係る施設型給付費等に関する経過措置、第4条は、小規模保育所C型の利用定員に関する経過措置、第5条は、連携施設に関する経過措置について、それぞれ規定してございます。

4ページ以降が条例の案文となっておりますが、説明は省略させていただきます。

条例案については、今後、市の法規担当部局の法制上の審査を受けることとなりますが、法制執務上の字句の修正等を行うことがありますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

また、条例の内容につきましては、原理・原則として定めることとなりますが、運用面については、今後、国から具体的な方針が示されることが想定されておりますので、それらを踏まえながら、施設・事業者の皆様にご丁寧に御説明してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○会長（議長）

ただいま、現時点における条例案について説明がありました。委員の皆様から何か御質問等ございますでしょうか。

○委員

質問は、小規模型保育施設のことです。小規模型保育施設が持たなければならない連携施設ですが、連携施設は、認可された保育園、幼稚園、認定こども園ではなくてはいけないものでしょうか。例えば認可外施設との連携というのはあり得ますか。これが1つです。

それから、認定こども園にならずして、幼稚園が幼稚園内の敷地の中に小規模型施設を持つことができるということを認識しております。それと同じように考えますと、認可外保育施設の中に小規模型保育施設と、2つを1つの施設の中で運営することが可能でしょうか。

○会長（議長）

2点についてのご質問です。今わかりますか。

○事務局

今の御質問については、国から具体的なことが出ていないので、具体的にわかりましたら、こちらから改めて御回答いたします。

○会長（議長）

他にございませんか。説明については現時点においてということですので、国から全て出てきているということではないようですので、従って、随時、加えたり変更があるということで、現時点での了解をとって、その後新たな通達等が出てきたときは、その都度皆さんに報告がある。御質問等あれば、この場で回答できるものと、または、国に伺い確認した上で皆さんにお知らせすることになりますので、わからないことは聞いておいていただいた方がよいと思います。

○委員

資料2の6ページ、第5条第2項、電子情報のところですが、大雑把にどういう事かということをお教えいただければ。

3のところの、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない、というのはインターネットか何かで出力した場合に、そこに何か文書を作成するのですか。

○事務局

こちらは、インターネット、その他メール等によって施設の概要をお知らせした場合について、その記録を保護者側のパソコンから印刷して紙で残しておくことができるということです。

○会長（議長）

他にございませんか。それではないようですので、この案件は了解したものとして取り計らいます。

次に、イ八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案について、事務局から説明願います。

○事務局

それでは、議事イ八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案について、御説明申し上げます。

先に、パブリックコメントでの御意見につきまして御説明いたしますので、資料8の4ページをお開きください。順次読み上げてまいります。

ナンバー12の家庭的保育事業グループ型及び居宅訪問型保育事業については、最近、虐待や殺人など悲惨な事件が続発しているので実施については慎重に判断してほしい。職員の資格についてもできるだけ保育士資格を適用させてほしい、との御意見がありました。

なお、御意見は1番の条例としていただいておりますが、内容の整理によって2番の条

例としての事業と認可基準に係るものとして回答することとしたものです。

回答ですが、家庭的保育事業等に関する認可に当たっては、①この条例案による設備及び運営に関する基準のほか、児童福祉法に定める客観的な認可基準に適合すること、②社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすこと、その上で欠格事由に該当する場合を除き、基準に適合していることが必要であること、③あらかじめ、八戸市子ども・子育て会議の意見を聴くことが定められております。

さらに、設備及び運営に関する基準が維持されるよう、市は必要と認める事項の報告を求め、立ち入りや検査を行うこと、あるいは必要な改善を命じることができるものであり、具体的な認可等の諸手続きについては今後の国の定めを待つこととなりますが、慎重な判断が行われるため、質の確保された保育の提供を行うことができる制度となっております。

また、家庭的保育事業における家庭的保育者は、国が定める基準、従うべき基準により、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者として、それぞれ必要な研修を修了した者とされており、保育者の質を確保する制度となっております。

次にナンバー13の御意見です。連携施設、連携する施設の側に連携拒否権はあるのか。運営方法、保育の考え方に極端な相違がある場合等、との御意見がありました。

回答ですが、連携施設については、当事者、家庭的保育事業者と教育・保育施設設置者の間で調整し設定することが基本とされ、連携拒否権という制度上の設定はございませんが、当事者間の調整が難航した場合は、事業者からの求めに応じて市町村が調整を行うこととなります。結果として協力関係に至らない場合も想定されますが、その場合は他の連携先を探すこととなります。

次にナンバー14の御意見です。小規模保育0から2歳を0から5歳にしてほしいです。子ども一人一人を大切にしていこうとするのであれば、是非、認可外保育施設に通園している子どものこともよろしくお願いいたします。

なお、こちらも御意見は1番の条例としていただいておりますが、内容の整理によって2番の条例としての事業と認可基準に係るものとして回答することとしたものです。

回答ですが、新制度においては、従来の児童福祉施設としての認可保育所、利用定員20名以上の枠組みに加えて、新たに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が、市町村の認可事業として新設されております。

当該事業における受入対象乳幼児については、児童福祉法により、原則として3歳未満の保育認定の子どもが対象と定められており、市の条例において対象年齢を変えることはできないものとなっております。

なお、条例案にも記載しておりますが、家庭的保育事業においては、事業者が連携施設を確保することとされており、この連携施設は、保育内容の支援のほか、利用乳幼児の卒園後の保育が継続的に提供される確実な受け皿としての役割を担うこととなりますので、安心して利用できる仕組みとなっております。以上でございます。

続きまして、資料3の八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきまして御説明いたします。

お手元の資料3を御覧ください。資料の1ページから各条項の目次として作成しておりますので、これに基づいての御説明とさせていただきます。各条項の条文につきましては、

読み上げを割愛させていただきますことを御了承願います。

まず、第1章は条例の総則となっております。

第1条は、条例の趣旨について規定してございます。

第2条は、条例で使用する用語の定義について規定してございます。

第3条は、最低基準の目的について規定してございます。この条例が、設備及び運営に関する基準として、最低基準の位置づけとなりますのでこのような用語となっております。

第4条は、最低基準の向上について規定してございます。

第5条は、最低基準と家庭的保育事業者等の関係について規定してございまして、設備及び運営を向上させ、また低下させないようにする内容となっております。

第6条は、家庭的保育事業者等の一般原則について規定してございます。

なお、規定の概略といたしまして、家庭的保育事業者等が、運営に当たり人権に配慮すること、保護者や地域社会との交流・連携を図ること、常に保育の質の改善を図ること、外部の評価に関すること、必要な設備を設け、構造設備は、保健衛生、危害防止を考慮することによってございます。

第7条は、保育所等との連携、その施設の確保について規定してございます。

第8条は、家庭的保育事業所等と非常災害への備えについて規定してございます。

第9条は、家庭的保育事業等の職員の一般的要件について規定してございます。

第10条は、家庭的保育事業等の職員の知識及び技能の向上等について規定してございます。

第11条は、家庭的保育事業所等が、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定してございます。

第12条は、利用乳幼児を平等に取り扱う原則について規定してございます。

第13条は、虐待等の禁止について規定してございます。

第14条は、懲戒に係る権限の濫用禁止、懲戒に当たり乳幼児に対して身体的苦痛を与えること等を禁止することについて規定してございます。

第15条は、衛生管理等について規定してございます。

第16条は、食事について、その提供について規定してございます。

第17条は、食事の提供の特例について、外部からの搬入を認める場合について規定してございます。

第18条は、利用乳幼児及び職員の健康診断について規定してございます。

第19条は、家庭的保育事業所等内部の規程について、定めておく重要事項について規定してございます。

第20条は、家庭的保育事業所等に備える帳簿について規定してございます。

第21条は、秘密保持等について規定してございます。

第22条は、苦情への対応について規定してございます。

次に2ページ目をお開きください。

第2章は、家庭的保育事業について規定してございます。

第23条は、設備の基準について規定してございます。

第24条は、置かなければならない職員について規定してございます。

第 25 条は、1 日の保育時間について規定してございます。

第 26 条は、保育の内容について規定してございます。

第 27 条は、保護者との連絡について規定してございます。

第 3 章は小規模保育事業について規定してございます。

第 1 節は通則に当たる規定でございまして、第 28 条は、小規模保育事業の区分について、A 型、B 型、C 型とすることを規定してございます。

第 2 節は、第 28 条において区分した、小規模保育事業 A 型について規定してございます。

第 29 条は、設備の基準について規定してございます。

第 30 条は、置かなければならない職員について規定してございます。

第 31 条は、小規模保育事業 A 型について、この条例案の中の他の条項を準用することについて規定してございます。

第 3 節は、小規模保育事業 B 型について規定してございます。

第 32 条は、置かなければならない職員について規定してございます。

第 33 条は、小規模保育事業 B 型について、この条例案の中の他の条項を準用することについて規定してございます。

第 4 節は、小規模保育事業 C 型について規定してございます。

第 34 条は、設備の基準について規定してございます。

第 35 条は、置かなければならない職員について規定してございます。

第 36 条は、利用定員について規定してございます。

第 37 条は、小規模保育事業 C 型について、この条例案の中の他の条項を準用することについて規定してございます。

第 4 章は、居宅訪問型保育事業について規定してございます。

第 38 条は、居宅訪問型保育事業が提供する保育について規定してございます。

第 39 条は、設備及び備品について規定してございます。

第 40 条は、職員について、家庭的保育者 1 人は乳幼児 1 人を保育することについて規定してございます。

第 41 条は、居宅訪問型保育連携施設について、その確保に関する規定でございます。

第 42 条は、居宅訪問型保育事業について、この条例案の中の他の条項を準用することについて規定してございます。

次に 3 ページ目を御覧ください。

第 5 章は、事業所内保育事業について規定してございます。

第 43 条は、利用定員の設定について規定してございます。

第 44 条は、設備の基準として、利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業の場合について規定してございます。

第 45 条は、置かなければならない職員について規定してございます。

第 46 条は、連携施設に関する特例について、連携協力が不要である項目について規定してございます。

第 47 条は、利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業について、この条例案の中で他の条項を準用することについて規定してございます。

第 48 条は、利用定員が 19 人以下の事業所内保育事業の場合に、置かなければならない

職員について規定してございます。

第 49 条は、利用定員が 19 人以下の事業所内保育事業について、この条例案の中の他の条項を準用することについて規定してございます。

附則の規定におきましては、第 1 条は、施行期日について規定してございます。

第 2 条は、食事の提供に関する経過措置、第 3 条は、連携施設に関する経過措置、第 4 条は、職員に関する経過措置、第 5 条は、利用定員に関する経過措置について、それぞれ規定してございます。

なお、これらの条例案の中の条項文につきましては、法制上の規定ぶり、条例で使用される用語の定義のあり方について、法規担当部局による法制上の検討をしているところでございますので、今後、変更される場合がありますことを念のため御了承いただきたいと思えます。

イ八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の説明は以上でございます。

○会長（議長）

ただいま、イ八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案についての説明でございましたが、委員の皆様から何か御質問はございますでしょうか。

○委員

8 ページの第 17 条（4）アレルギーに対してどのような配慮をなさっているのか。特に食物アレルギーに対して教えていただきたいです。

事例として 2 年前に 1 歳半になるお嬢さんのお母さまから相談を受けました。保育所にこども家庭課からここはどうかとお話しただいて通園させたそうです。行く前にアレルギーがありますということで、どちらがよいかということの話をして行かれたそうです。

そして給食で卵を食べましたら、ポツと出たそうです。その後に小麦の入ったお菓子を食べた 1 時間半後に咳をしたそうです。そしたらその保育所さんからこんな重症なお子さんを預かったことがないという話があったそうです。こども家庭課でこういう事があったので別な保育園ありませんかと相談したそうです。別な保育園へ移って、その園長さん、栄養士さん、主任保育士さんとそろってお話ししたそうです。口にするもの全て、食べ物、コップは持参してくださいと言われ、それは仕方がないかなと思ったそうですが、おやつを食べさせるときも、一人で隔離して食べさせます、ということだったそうです。隔たりのない、みんなと一緒に食事させたり、保育していただきたいと思っていたが、と泣きながら訴えておられた。そのお母さまには、小麦粉のちょっとした粉末でも、ピーナッツの匂いをかいただけでもショックを起こすお子さんもいるから、そういうふうにするという説明をしてもらいましたかと聞きましたら、そういう説明がなかったと言うのです。このような場合にどのように配慮して、保育所又はこども家庭課では指導なさっているのかなと。

アレルギーといっても漠然としているので、もう少し掘り下げていただければ、先ほどのお母さまのような方やお子さまは今後も出てくると思います。もう少し掘り下げてほしいと思いました。回答は後でも結構です。

○事務局

家庭的保育事業に限定したアレルギーの取扱いについては、国からも示されておりませんが、現時点において、保育所については国から対応についての通知はございません。おそらく、保育所に準じた形になるものと思われませんが、アレルギーについての対応に関して情報が入りましたらこの場において報告することといたします。

○委員

窓口において相談に見えられたときに、対応できるような知識のある方がいて、アレルギーのあるお子さんの場合は、保育所において同じ部屋で食事できない場合もあると、こういう対応の仕方がなされますという説明がなされれば、納得していけると思いますのでよろしくをお願いします。

○会長（議長）

この質問に関しては、後で調べて報告してください。他にございませんか。

○委員

11 ページの第 25 条に、1 日につき保育時間が 8 時間とあるのですが、認可保育園とかと合わせず、8 時間が原則ということになりますでしょうか。

認可外施設だと夜間保育や 24 時間保育など行っている場合などあるのではないかと思いますものですか。

○事務局

調べまして、後日改めて回答いたします。

○会長（議長）

では、後日報告してください。他にございませんか。

ではないようですので、今の報告を除いて、現時点での説明どおりこれを了承するということといたします。

それでは、ウ八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について事務局より説明願います。

○事務局

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について御説明いたします。

最初に資料 8 の 5 ページを御覧ください。

ナンバー 15 の御意見ですが、民間でやっているの、市で建物を建てるか、学校を開放するようにはしてほしいです、第 9 条関連でございます。

回答といたしまして、放課後児童クラブの開設場所については、各クラブにおいて、大変苦勞をされ確保していただいていると認識しておりますが、小学校で開所することにつ

いては、全国的な問題であり、国も空き教室の利用を検討中であることから、今後国の動向に注視しながら、教育委員会も含めた関係各課と連携し、検討していきたいと考えております。

市で建物を建てることについても、今後の国の動向を見ながら、各クラブの状況も踏まえた上で、必要性について検討していきたいと考えています。

続きましてナンバー16、設備の基準について、でございますが、専用区画の面積に対する市の方針について、規定の許容範囲の具体的な数字を示してほしい、上限など、との御意見で、第9条関連でございます。

回答といたしまして、専用区画の面積については、国の基準どおり、児童1人当たり概ね1.65平方メートル以上とし、ただし、既存の放課後児童クラブについては、設置場所の制約や経費面から基準を満たすことができないクラブがあるため、当分の間は現状のままでも認めるとする例外規定を設ける方針です。また、新設の場合は、児童1人当たり概ね1.65平方メートル以上とする規定を適用します。

規定の許容範囲の数字については、利用者に支障、例えば、兄弟等で利用する場合、1人の利用だと基準を満たすが2人の利用だと基準を満たせないため、どちらかの利用を断る等が生じないように、また利用実態に柔軟に対応できるよう概ねとしたものであるため、具体的な数字をお示しすることは現時点では考えておりません。

続きましてナンバー17でございます。職員、都道府県知事が行う研修について、できれば市内で開催し、日帰りで受講できるようにしてほしい。第10条関連でございます。

回答といたしまして、支援員の資格要件となっている県知事が行う研修については、どのように行われるのか現時点では情報がないため、市内でも開催してくれるよう要望していきたいと考えております。

続きましてナンバー18でございます。支援の単位について、上限の数字を示してほしい、との御意見です。第10条関連でございます。

回答といたしまして、支援の単位については、国の基準どおり概ね40人以下とし、ただし、既存の放課後児童クラブについては、設置場所の制約や経費面から基準を満たすことができないクラブもあるため、当分の間、現状のままでも認めるとする例外規定を設ける方針です。また、新設の場合は、支援の単位を概ね40人以下とする規定を適用します。

支援の単位の上限については、ナンバー16の回答、専用区画の面積と同様に、利用実態に柔軟に対応できるよう概ねとしたものであるため、具体的な数字をお示しすることは現時点では考えておりません。資料8につきましては以上でございます。

続きまして、条例案の概要について御説明いたします。

資料4の1ページを御覧ください。

条文の中身については読み上げを割愛させていただきます。目次をお読みいたします。

第1条は趣旨、第2条最低基準の目的、第3条最低基準の向上、第4条最低基準と放課後児童健全育成事業者について、第5条放課後児童健全育成事業の一般原則、第6条放課後児童健全育成事業者と非常災害対策、第7条放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件、第8条放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等、第9条設備の基準、第10条職員について、第11条利用者を平等に取り扱う原則について、第12条虐待等の禁止について、第13条衛生管理等について、第14条運営規程について、第15条放課後

児童健全育成事業者が備える帳簿について、第 16 条秘密保持等について、第 17 条苦情への対応について、第 18 条開所時間及び日数について、第 19 条保護者との連絡について、第 20 条関係機関との連携について、第 21 条事故発生時の対応について、最後に附則でございます。

右の方に国の基準どおり、あるいは一部例外規定ありと記載しておりますが、第 9 条設備の基準と第 10 条職員については、一部例外規定がございます。その例外規定については附則に記載してございます。

それでは、資料 4、3 ページと 6 ページの附則を御覧ください。

まず、設備の基準、第 9 条第 1 項、放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画、以下この条において専用区画という、を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

6 ページの附則 2 では、この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、当分の間、第 9 条第 2 項中、遊び及び生活の場とあるのは、原則として、遊び及び生活の場、と読み替えるものとしております。

続きまして、第 9 条第 2 項でございますが、専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない、と規定しておりますが、附則の 2 において、この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、第 9 条第 2 項中、児童 1 人につきとあるのは、原則として、児童 1 人につき、と読み替えるものでございます。

続きまして 4 ページ、第 10 条第 4 項ですが、第 2 項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする、とございますが、6 ページの附則 2 では、第 10 条第 4 項中、おおむね 40 人以下とあるのは、原則として、おおむね 40 人以下、とする規定を設け、例外規定を設けることといたしております。

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案については、現在、法規担当部局による法制上の検討をしているところでございますので、今後、法制上の理由により字句の修正や表現の修正がありうることをあらかじめ御了承いただきたいと思っております。説明は以上でございます。

○会長（議長）

ただいま、ウ八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案についての説明でございましたが、委員の皆様から何か御質問はございますでしょうか。

ないようですので、ウ八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案についての現時点での事務局の説明については、了承いたします。

それでは、続きまして、(3) 八戸市次世代育成支援行動計画後期計画について、事務局より説明願います。

○事務局

八戸市次世代育成支援行動計画後期計画について御説明いたします。

当市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年に本計画を策定し、少子化及び子育て支援の環境整備を推進しており、平成 22 年度から 26 年度においては、後期計画の基、取り組みを行っております。

まず始めに、当市の現状としまして、資料 5－1 当市の合計特殊出生率について、を御覧ください。

合計特殊出生率とは、1 人の女性が生涯に産む子どもの人数を推定したもので、人口の維持に必要とされる水準は 2.07 といわれております。

資料上段の、合計特殊出生率の推移のグラフを御覧いただきますと、平成 25 年の当市の出生率は 1.42 となっており、前年の 1.45 と比較して、0.03 ポイント減少しております。

これは、平成 25 年の青森県の 1.40 より高い数値ではありますが、全国平均の 1.43 と比較しますと、若干低い数値となっております。

参考までに、出生児数、人口及び 15 歳から 49 歳の女性人口の推移のグラフも載せてございます。

それぞれ年々、減少していることが見て取れますが、人口及び女性人口の減少割合に比べて、平成 25 年は出生児数の減少割合が特に大きかったことがわかります。

続きまして、資料 5－2 八戸市次世代育成支援行動計画後期計画について御説明いたします。

本日、追加資料としてお配りしております資料 5－2 計画の体系図を御覧いただきますと、本計画は、7つの基本方針の基、現在、廃止した事業も含めると 224 の具体的な事業がございます。それぞれの事業について、実績に基づき毎年評価を行い、事業の継続や拡充、あるいは見直しを行っております。

本日は、事前にお送りしました A 3 サイズの平成 25 年度実施状況調査票について、見方やポイントを主に御説明申し上げ、今月 22 日までに御質問や御意見をお寄せいただき、次回の会議では、頂いた御質問についてお答えし、実施状況の総括を行う、という流れで考えております。

それでは、A 3 サイズの調査票と、A 4 縦の資料、評価の目標値の変更一覧を併せて御覧ください。

計画では、事業ごとに数値目標を設けており、その中で目標値に変更があったものを A 4 縦の一覧にしております。

例えば、一番上の事業番号 40 番、A 3 横の資料ですと 3 ページ目中段にございます、少年相談センター活動事業につきましては、事業は現状に合わせて実施されているため、昨年までの目標値となっております 420 回という具体的な数値では、適切な評価ができないため、目標値の見直しを行ったものでございます。

次に、A 4 横の資料、評価項目と評価基準を御覧ください。

毎年の事業実績について、担当課による第 1 次評価及び子ども家庭課による第 2 次評価を行っており、ここではその評価基準を示してございます。

この中で、左上の実施状況を御覧いただきますと、事業の統廃合があった場合には、従来の事業は大文字 D の廃止とし、新規あるいは統合後の事業は、別の事業番号で掲載しております。

以上を踏まえまして、A 3 サイズの平成 25 年度実施状況調査票のうち、4 つの事業につ

いて、若干の説明をさせていただきます。

1つ目は、2ページをお開き願います。

事業番号 25 番、保育所地域活動事業につきましては、事業の概要にありますとおり、保育所において、世代間交流などの地域活動事業を実施した場合に、補助を行うものでありますが、目標値の 55 箇所に対して、25 年度の事業実績は 5 箇所、達成状況は c 評価となっております。

これは、ページ右側の注釈にありますとおり、計画当初に予定しておりました保育所における地域活動が概ね定着してきたため、24 年度から補助する項目を限定し、26 年度をもって補助金を廃止する予定としているものでございます。

次に 2 つ目、8 ページをお開き願います。

事業番号 92 番、学習用パソコン整備事業につきましては、事業の概要としましては、各学校のコンピュータ室において、児童生徒 1 人につき 1 台の整備を、まずもって目標とし、その他の教室にも順次整備を進めていくものでございます。

目標値は、コンピュータ 1 台当りの児童生徒数 3.6 人としておりますが、25 年度の事業実績を見ますと、目標には達していない状況です。

財政的な事情もあり、早急な目標達成は現時点では難しい見込みであるものの、右側の注釈にありますとおり、各学校のコンピュータ室においては、小学校で平均 20 台、中学校では平均 36 台となっており、中学校では 1 人 1 台の整備ができていく状況と伺っております。

次に 3 つ目、10 ページをお開き願います。

ページの下の方の事業番号 130 番、学校施設耐震化事業は 24 年度で終了し、25 年度からは 221 番の学校施設非構造部材耐震化事業により、各学校の照明や設備器具などの点検・工事が行われております。

25 年度の事業実績としましては、米印にありますとおり、25 年度は点検を行い、26 年度は点検及び工事を実施、27 年度には工事完了予定となっております。

25 年度は点検のみのため、指標となる耐震化率は 0 % であるものの、概ね計画どおり進められていることから、ここでの達成状況は b 評価となっております。

4 つ目として、11 ページをお開き願います。

事業番号 142 番、教育支援ボランティア推進事業につきましては、学校教育活動に携わるボランティアの人材バンクを設け、登録・紹介などを行っているものです。

右側の注釈にありますとおり、各学校での独自のボランティア活動が充実してきていることから、利用件数が年々減少しておりますが、制度の利用や問合せが少なからずあるため、今後も事業を継続する予定と伺っております。

以上、かい摘んでの説明となりましたが、御質問や御意見につきましては、本日お配りしております質問・意見票にて、8 月 22 日までに事務局へお送りくださるようお願いいたします。

最後に、次回の会議へ向けてのお願いがございます。

今回は頂いた御質問にお答えし、実施状況の総括を行いますので、再び本日の資料 5-2 を一式、お持ちくださるようお願いいたします。

また、事業内容が多岐にわたるため、会議内での御質問にはすぐにお答えできない場合

があり、会議時間にも限りがございますので、できる限り会議内では事前質問への回答に限らせていただきたいと考えておりますので、御協力をお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

○会長（議長）

事務局より説明がありましたが、御質問はございませんか。それでは、この件につきましては了承したものと取り計らいます。

続きまして、（４）その他について、委員の皆さまから何かございませんか。

事務局から何かございますか。

○事務局

２点、御報告申し上げます。

１点目として、意向調査の集計結果がまとまりましたので、資料７について御説明いたします。

調査期間は、６月１１日から７月１１日の１か月間で行っております。

内容でございますが、幼稚園 19 施設につきましては、平成 27 年度では、幼稚園のまま移行したいと考えている施設は 3 施設、認定こども園となって移行する方向で検討している施設は 1 施設となっており、残り 15 施設につきましては、移行しない方向で検討中とのことであります。

次に、この移行しない 15 施設について、平成 28 年度以降の希望ですが、①は 28 年度に移行する方向で検討中が 1 施設、②28 年度に認定こども園となって移行する方向で検討中が 1 施設、③29 年度に幼稚園のまま移行する方向で検討中が 1 施設、④状況により判断したいと⑤移行する予定はないが合わせて 12 施設となります。

次に、保育所でございます。分園 1 施設を含めまして 70 施設となります。

平成 27 年度に移行したいと考えている施設につきましては、①保育所のままの予定と②保育所のままの方向で検討中が合わせて 13 施設、③認定こども園となって移行する予定と④認定こども園となって移行する方向で検討中が合わせて 54 施設、⑤検討中が 3 施設となっております。

１で③、④と回答した 54 施設の平成 27 年度の認定こども園の類型ですが、①幼保連携型又は②幼保連携型の方向で検討中が合わせて 43 施設、③保育所型又は④保育所型の方向で検討中が合わせて 10 施設、⑤検討中が 1 施設でございます。

認定こども園以外の、１で①、②、⑤と回答した 16 施設のうち、平成 28 年度以降については、①保育所のままの方向で検討中が 7 施設、②認定こども園に移行する方向で検討中が 2 施設、③検討中が 7 施設でございます。

認定こども園の 4 施設については、平成 27 年度にそのまま認定こども園として移行する予定とのことです。

２点目でございますが、次回の会議について、でございます。

次回の会議は、９月 30 日火曜日の 13 時 30 分から開催の予定でございます。

開催場所については、後日改めてお知らせいたします。

主な議案は、（１）子ども・子育て支援事業計画に定める確保方針について、（２）八戸

市次世代育成支援行動計画後期計画平成 25 年度実施状況についての 2 件を予定してご
います。以上でございます。

○会長（議長）

ただいまの説明についてなにかございますか。

では、ないようでございますので、本日、予定していた案件は以上でございます。

これをもちまして議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。で
は進行を司会へ戻します。

○司会

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆さま、長時間にわたり、あ
りがとうございました。

（閉会 11 : 53）

以上